

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7年 3月21日（金） 午後6：30～ 6：50

2. 開催場所 あわくら会館 東3・東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志 欠	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 ☐許可・不許可
- ・ 議案第2号 ☐許可・不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりましたので、3月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思 います。 それでは、会長よろしくお願いします。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしくお願いします。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。議席番号1番の神原委員と2番の小 椋委員をお願いします。それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局	失礼します。 それでは、早速ですが資料２ページ目をお願いします。
事務局	■議案第１号　　P2 基盤強化法第１９条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、８件の申請がありました。新規５件再設定３件です。 なお、以前からお伝えさせていただいていたように相対の利用権は今回の議案分で最終 となり、次回以降は農地中間管理機構を介した利用権設定となりますのでよろしくお願 いいたします。 ■申請番号 94 番（使用貸借権）１筆　　再設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 98 番（使用貸借権）２筆　　再設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 99 番（使用貸借権）２筆　　再設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 100 番（使用貸借権）１筆　　新規設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 101 番（使用貸借権）２筆　　新規設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　兵庫県●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 103 番（使用貸借権）７筆　　新規設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　兵庫県●●●　番地　　　　　●●●　氏 ■申請番号 104 番（使用貸借権）１筆　　新規設定 利用権の設定をうける者　西栗倉村●●●　番地　　　　　●●●　氏 利用権の設定をする者　　兵庫県●●●　番地　　　　　●●●　氏

	■申請番号 105 番（使用貸借権）2 筆 新規設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 利用権の設定をする者 兵庫県●●● 番地 ●●● 氏 詳細は 7～27 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	第 1 号議案について、何かありますでしょうか。
（意見聴取） 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。 次に、第 2 号議案について説明をお願いします
事務局	■議案第 2 号 P28 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。 農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な手段により目標を公表することが、農業委員会等に関する法律第 37 条で義務付けられています。岡山県農業会議と目標の内容について確認・協議し、資料に記載されているような内容で問題ないと回答をいただきましたので次のとおり公表を行う見込みですが、委員の皆様の意見をお聞かせいただければと思っています。 また、本議案の目標の設定については、3 月末までに、実績については、4 月末までに公表することとなっています。 詳細については、P28～30 をご参照ください。 以上で説明を終わります。
会長	第 2 号議案について、何かありますでしょうか。
（意見聴取） 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、第 2 号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告事項第 1 号について、事務局から説明願います。
事務局	■報告事項第 1 号 P31 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてです。 今回 3 件の届出がありました。

	■報告番号 95 番 5 筆 届出者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。 ■報告番号 96 番 7 筆 届出者 岡山市●●● 番地 ●●● 氏 本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。 ■報告番号 97 番 6 筆 届出者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 本件は、11 月総会にて、3 条申請による所有権移転を行った案件で、登記が完了した旨の届出になります。これは任意の届出となります。 詳細は 33～57 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。
会長	報告事項第 1 号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	①利用権設定スケジュール配布 機構を介した利用権設定への移行するにあたって現行の相対とはスケジュールに変更があります。以前の総会や先日の地域計画での協議で機構の方からのお話があったように申請から許可まで 2～3 か月かかるようになります。そこで、お手元に利用権のスケジュールをお配りしております。(この場にはいない認定農業者にも配布予定)今年度はお配りの通りになりますので利用権契約の際や問い合わせがあった際にはこちらを案内していただければと思います。 ②令和 6 年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について 各委員にお配りしています、活動報告書を 3 月末までに記入していただき、ご提出をお願いします。この表をもとに、4 月の農業委員会で、評価していくこととなる予定です。

	提出は、4月18日までをお願いします。
会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____